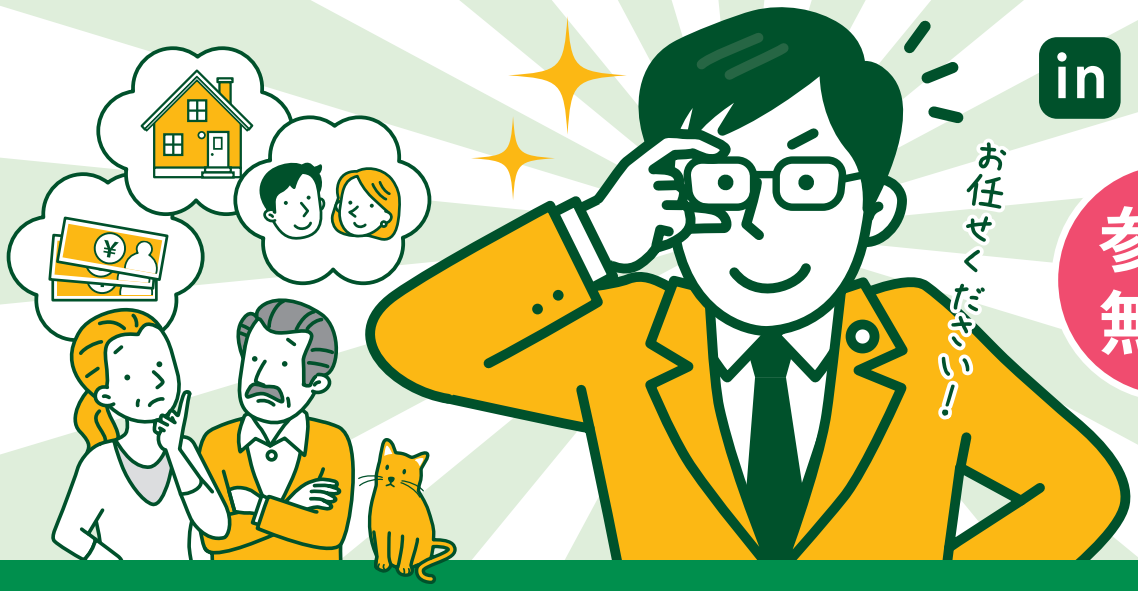
司法書士による

相続・遺言・成年後見・空き家

相談会 & 勉強会

in 川上村



参加無料



開催日 令和 9 年 **1 月 19 日 火**

会　場 川上村役場 2階（南佐久郡川上村大字大深山 525）

要予約 相談会 13:30〜16:30

（最終受付 / 16：00）

ご予約は「お電話」または「メール」にて　相談時間 30 分以内

お電話でのお申し込みは▶ TEL.0267-97-2121

川上村役場 むらづくり推進課 政策係

受付時間／ 8：30〜17：15 まで（土・日・祝日を除く）

メールによる予約受付 ▶

seisaku@vill.kawakami.nagano.jp

予約不要 勉強会 13:30〜15:00

（受付開始 / 13：15〜）

〈テーマ〉相続、遺言の基本と成年後見制度、空き家問題について

〈講　師〉公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートながの支部会員

こんなお悩みはありませんか？

- 土地の名義が先々代のまま… 自分の名義にするにはどうすればいいの？
- 相続登記義務化でどのように変わったの？
- 実家が空き家となっている。相続登記はしないといけないの？
- 空き家バンクってなに？
- 相続人の中に行方不明の人がいて遺産分割協議ができない。
- 遺言についてや、遺言書の保管制度について知りたい。
- 一人暮らしなので認知症になった時が心配…
- 知的障がいをもつ子どもの将来が心配…　など

お問い合わせ

長野県司法書士会 事務局　TEL.026-232-7492

〒380-0872長野市妻科399番地　https://www.na-shiho.or.jp

当会が実施する無料相談では、申請書の作成や書類のチェックをお受けすることはできません。

［共 催］長野県司法書士会 ／ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部　［後 援］川上村

長野県司法書士会の無料相談

一人で悩んでいませんか？私たち司法書士は身近なくらしの法律家です。
Web・電話による無料相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

※Web相談・電話相談ともに、祝日・GW・夏季・年末年始等当会が定める休業日を除きます。
※当会が実施する無料相談では、申請書の作成や書類のチェックをお受けすることはできません。

長野県司法書士会司法書士総合相談センター利用規約はこちら▶

Web相談

相続に関する相談
（司法書士業務に限ります）
毎週 木

Zoomを使用して、相続に関連するご相談
（司法書士業務に関するものに限ります）を無料でお受けします。

◉使用するサービス／Zoom

予約はこちら▶

◉予 約／長野県司法書士会のホームページからのご予約が必要です。

相談時間（45分以内） ①12:00～ ②13:00～

電話相談

平日の毎日、司法書士が電話で相談をお受けしています。

詳細はこちら▶

相続・登記手続 消費者トラブル等の相談
毎週 月～金

※相談内容により、電話番号が異なりますのでご注意ください。

◉相 続

●遺言 ●遺産分割 ●生前贈与
●相続放棄 ●空き家問題 など

☎026-232-6110
受付時間 12:00～15:00

◉登記手続（不動産・商業）

●土地建物の登記手続
●会社や各種法人に関する登記手続 など

☎026-232-9110
受付時間 12:00～14:00

◉消費者トラブル・少額トラブル

●カードローンや消費者金融の使いすぎ
●特殊詐欺や悪質商法
●裁判所からの突然の呼び出し（訴状や支払督促）
●個人間のお金の貸し借りや交通事故、ペットに関するトラブル など

☎026-233-4110
受付時間 12:00～14:00

日替わり相談
☎026-232-2110
毎週 月～金
受付時間 12:00～15:00

※曜日ごとにお受けできる相談が異なりますのでご注意ください。

月曜日／会社法務

●会社設立・解散 ●事業承継 ●雇用問題 など

火曜日／借地借家

●貸家の明渡し ●契約の更新
●敷金の返還 ●家賃の増額や減額 など

水曜日／夫婦・親子

●親権・扶養義務 ●離婚と住宅ローン
●離婚による財産分与・面会交流・養育費 など

木曜日／成年後見

●高齢者・障がい者の財産管理
●後見人等の選任手続き
●お年寄りを狙った悪質商法 など

金曜日／インターネットトラブル

●ネット通販・オークションによるトラブル
●オンラインゲームでのトラブル
●アダルトサイトの不当請求 など

労働トラブルに関する相談
毎週 水

水曜日

●解雇 ●ブラックバイト
●残業代を支払ってもらえない
●賃金や退職金の未払い など

☎026-232-2110
受付時間 17:00～19:00

生活が苦しい方のための相談
毎週 月

月曜日

●生活保護を受けたい
●借金で悩んでいる
●家賃が払えない
●車上生活から脱したい など

☎026-233-1000
受付時間 15:00～18:00

上記の内容は令和8年度のものです。無料相談の受付時間、電話番号等は令和9年４月以降予告なく変更する場合がありますので、当会ホームページにてご確認ください。

司法書士は、法務局への不動産・商業法人登記の申請や供託手続の代理、裁判所提出書類の作成等を行い、これらの事務に関する相談に応じます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事紛争について、簡易裁判所における訴訟、調停等の代理や裁判外和解の代理等を行い、これらに関する法律相談に応じることができます。

ご相談内容などの秘密は厳守します。